（業務報告書の提出）

第四十四条　（略）

２　前項の規定にかかわらず、基金は、毎事業年度、令第三十条第一項の規定による積立金の運用に係る法第百二十五条第三項に規定する業務についての報告書二通を作成し、令第三十条の二第一項に規定する基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（準用規定）

第六十三条　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十四条		
（略）	（略）	（略）
基礎年金番号及び老齢基礎年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）	老齢基礎年金の年金証書の年金コード	
法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会	連合会	
（略）	（略）	（略）
第四十四条		
（略）	（略）	（略）
令第三十条第一項	令第五十一条において準用する令第三十条第一項	
法第百二十五条第三項	法第百三十七条の十三第三項	
令第三十条の二第一項	令第五十一条において準用する令第三十条の二第一項	
（略）	（略）	（略）

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第二条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（連合会が個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない者の対象外）	（連合会が個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない者の対象外）
第六十六条の五　令第四十六条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。	**第六十六条の五**　令第四十六条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　令第四十六条の二第三項の規定による説明を受けることを拒んだ者	（新設）

（業務報告書の提出）

第四十四条　（略）

２　前項の規定にかかわらず、基金は、毎事業年度、令第三十条第一項の規定による積立金の運用に係る法第百二十五条第三項に規定する業務についての報告書二通を作成し、翌事業年度五月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（準用規定）

第六十三条　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十四条		
（略）	（略）	（略）
基礎年金番号及び老齢基礎年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）	老齢基礎年金の年金証書の年金コード	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）
第四十四条		
（略）	（略）	（略）
令第三十条第一項及び第三項	令第五十一条において準用する令第三十条第一項及び第三項	
法第百二十五条第三項	法第百三十七条の十三第三項	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）